



県章

三重県公報

平成元年10月20日 金曜日 第82号

目次

告 示

- 保険医及び保険薬剤師並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録 (保 険 課) 1
- 保安林の指定を解除する予定である旨の通知 (林 業 課) 2
- 同件 (同) 2
- 道路の区域変更及びその関係図面の縦覧 (道路維持課) 3
- 道路の供用開始及びその関係図面の縦覧 (同) 3
- 都市計画事業の認可 (都市計画課) 4
- 証紙売りさばき所の所在地を変更する旨の届出 (出 納 局) 4

公 告

- 予防接種の実施に関し協力する旨を承諾する医師の変更 (保健予防課) 5
- 土地改良事業を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧 (耕 地 課) 5
- 換地計画認可申請を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧 (農村整備課) 5
- 基本測量を実施する旨の通知 (調 整 課) 6
- 土地区画整理組合の定款の変更認可 (都市計画課) 6
- 土地区画整理組合の解散認可 (同) 7
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (同) 7
- 同件 (同) 7

正 誤

- 昭和58年12月27日付け三重県公報第11237号 (道路維持課) 7

告 示

三重県告示第544号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条ノ5第1項の規定により次のとおり保険医及び保険薬剤師を登録し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第39条第3項の規定により国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録があったものとみなされた。

平成元年10月20日

三重県知事 田 川 亮 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録年月日
西 川 徹	三 歯 1776	1.9.18
大久保 智 裕	三 歯 1777 三国歯 1777	1.9.25
岡 本 敦 子	三 薬 1698 三国薬 1698	1.9.28
大 谷 裕 子	三 薬 1699 三国薬 1699	1.9.29

三重県告示第545号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨、通知があった。

平成元年10月20日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 解除に係る保安林の所在場所
名張市滝之原字宇檀丈2877・字堂之後2878・字梨ノ木2891の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
林道用地とするため
「次の図」は、省略し、その図面を三重県農林水産部林業事務局林業課及び名張市役所に備え置いて縦覧に供する。

三重県告示第546号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨、通知があった。

平成元年10月20日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 解除に係る保安林の所在場所

鈴鹿郡関町大字坂下字峠579の8・590の3・字野々谷719の4（以上3筆国有林）

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

三重県告示第547号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、「関係図面」は、三重県土木部道路維持課に備え置いて、告示の日から3月間縦覧に供する。

平成元年10月20日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 一身田豊野久居線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
津市河辺町字赤坂2395～2番地先から	旧	5.90～8.00	98.94
津市河辺町字赤坂2432番地先まで	新	8.00	97.44

三重県告示第548号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、「関係図面」は、三重県土木部道路維持課に備え置いて、告示の日から3月間縦覧に供する。

平成元年10月20日

三重県知事 田 川 亮 三

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 306号	三重郡菟野町大字菟野字常盤野1743番7地先から 三重郡菟野町大字潤田字春日2075番1地先まで	平成元年10月20日
県道 津関線	津市一身田上津部田字イノ坪63-1番地先から 津市一身田上津部田字二ノ坪307-4番地先まで	平成元年11月1日

県道 一身田豊野久 居線	津市河辺町字赤坂2395-2番地先から 津市河辺町字赤坂2432番地先まで	平成元年10月20日
--------------------	--	------------

三重県告示第549号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成元年10月20日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 施行者の名称
鳥羽市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
鳥羽都市計画道路事業
3・4・3号 鳥羽駅臨港線
- 3 事業施行の期間
平成元年10月20日から平成3年3月31日まで
- 4 事業地

- (1) 収用の部分
三重県鳥羽市鳥羽一丁目地内
- (2) 使用の部分
なし

三重県告示第550号

三重県証紙条例（昭和40年三重県条例第12号）第5条第1項の規定により指定した証紙の売りさばき人の証紙の売りさばき所の所在地について、次のとおり変更する旨の届出があった。

平成元年10月20日

三重県知事 田 川 亮 三

証紙の売りさばき所の名称	所 在 地		変 更 年 月 日
	旧	新	
株式会社三重銀行 島ヶ原支店	阿山郡島ヶ原村5913番地 地の3	阿山郡島ヶ原村5890番地	平成元年 11月6日

公 告

予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第4条第1項の規定等に基づき、予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条、第6条及び第9条の規定による予防接種、結核予防法（昭和26年法律第96号）第13条及び第14条の規定による予防接種並びに市町村長が実施主体となって行うその他の予防接種の実施に関し、三重県下全市町村長に協力する旨を承諾する医師について、次のとおり変更があった。

平成元年10月20日

三重県知事 田 川 亮 三

新規承諾

住所地又は勤務地市町村名	医 師 名
四日市市	塚本 久和 川平 悟

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、美杉村営土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業坂之上、井ノ本地区小規模ほ場整備）は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年10月20日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 土地改良事業計画書の写し
 - (2) 条例の写し
- 2 縦覧の期間
平成元年10月20日から同年11月9日まで
- 3 縦覧の場所
美杉村役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、伊賀町（針塚地区）の換地計画認可申請は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年10月20日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間

平成元年10月20日から同年11月8日まで

3 縦覧の場所

伊賀町役場

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、次のとおり基本測量を実施する旨、建設省国土地理院長から通知があった。

平成元年10月20日

三重県知事 田 川 亮 三

1 作業種類

基本測量（国上基本図作成作業）

2 作業期間

平成元年11月6日から平成2年3月20日まで

3 作業地域

松阪市、多気郡多気町、大台町及び勢和村並びに度会郡度会町及び大宮町

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、桑名市赤尾土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。

平成元年10月20日

三重県知事 田 川 亮 三

1 組合の名称及び事務所の所在地

桑名市赤尾土地区画整理組合

桑名市大字赤尾1039番地の1

2 設立認可の年月日

昭和63年10月17日

3 変更内容

事務所の所在地

桑名市西正和台4丁目10番2

4 事業施行期間

昭和63年10月25日から平成5年3月31日まで

5 施行地区

桑名市大字赤尾字三瀬、字西谷、字小場坂、字西山、字中山、字東山、字東谷、字澤及び字道心谷並びに大字島田字南谷並びに四日市市伊坂町字辨才天の各一部

6 変更認可の年月日

平成元年10月12日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、桑名市西別所土地区画整理組合の解散を平成元年9月29日付けで認可した。

平成元年10月20日

三重県知事 田 川 亮 三

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により四日市都市計画火葬場の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成元年10月20日

三重県知事 田 川 亮 三

1 都市計画の種類

北大谷火葬場

都市計画図書において表示する。

2 縦覧場所

三重県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により四日市都市計画下水道の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成元年10月20日

三重県知事 田 川 亮 三

1 都市計画の種類

楠町流域関連公共下水道

都市計画図書において表示する。

2 縦覧場所

三重県土木部都市計画課

正 誤

昭和58年12月27日付け三重県公報第11237号に登載した、道路の区域変更の告示中

ページ

10

誤

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル
三重郡菰野町大字潤田字春日2083～1番地先から 三重郡菰野町大字菰野字本町1157～1番地先まで	旧 新	4.50～15.00
三重郡菰野町大字潤田字春日2083～1番地先から 三重郡菰野町大字菰野字常盤野1745～2番地先まで	新	12.00～30.00

正

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル
三重郡菰野町大字菰野字養野1336番21地先から 三重郡菰野町大字潤田字春日2075番1地先まで	旧 新	4.50～15.00
三重郡菰野町大字菰野字常盤野1743番7地先から 三重郡菰野町大字潤田字春日2075番1地先まで	新	12.00～26.00

毎週火、金曜日発行

購読料 送料共：1箇月 2,260円

1箇年 27,120円

平成元年10月20日印刷発行

津市吹上町13番地

三 重 県

印刷 三重県総務部学事文書課